# 令和6年度やまなしスイーツブランド化に向けた機運醸成等業務委託仕様書

本仕様書は、山梨県が発注する令和6年度やまなしスイーツブランド化に向けた機運 醸成等業務を受託する者の業務について、必要な事項を定めたものである。

### 1 委託業務名

令和6年度やまなしスイーツブランド化に向けた機運醸成等業務

### 2 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 3 業務の趣旨

本県では、県内における製菓技術の向上及び県産果実を使用したスイーツ提供店舗の増加などにより「やまなしスイーツ(県産果実を使用したスイーツ)」の認知が拡大され、スイーツを来県目的の一つとした観光客の増加と県内における観光消費額の増加を図っている。そのため県では令和5年度に「やまなしスイーツ」の拠点として、山梨県立博物館内に博物館カフェを整備している。

本事業は、県内外のパティシエ等を対象とした「やまなしスイーツ」をテーマとしたスイーツコンテストの開催と、「やまなしスイーツ」の認知拡大・機運醸成に向け、県内外のスイーツ店等を集めたマルシェの開催、博物館カフェ等におけるメディアツアーの受入対応を行うものである。

#### 4 業務の内容

- (1) スイーツコンテスト
  - スイーツコンテストの企画

以下の概要をもとに山梨県産のフルーツを活用したスイーツをテーマとした コンテストを企画すること。なお、詳細については、提案内容をもとに契約締 結後本県と博物館カフェ等の関係事業者と協議のうえ、決定することとする。

# スイーツコンテスト概要

募集期間:県と博物館カフェ等の関係事業者と協議のうえ、決定すること 結果発表:県と博物館カフェ等の関係事業者と協議のうえ、決定すること

募集部門:2部門(以下は募集イメージ)

部門 1「やまなしフルーツ(山梨県産果実)」を活用したスイーツ 部門 2「やまなしフルーツ(山梨県産果実)」を活用したワインと のペアリングスイーツ

### 対 象:県内外のパティシエ等又はそれを目指す者

- ・コンテストの応募者は、山梨県(山梨県から委託を受けた第三者を含む。)が WEB サイトや SNS 等によるプロモーションを目的として、応募作品の写真・映像を使用することについて、受賞の有無に関わらず、了承するものとする。
- ・コンテストの募集にあたって、県内外からより多くの応募(60 件以上を想定)を集めるための工夫(コンテストの広報等)を提案すること。(なお募集にあたって、専用のホームページを作成することや、専用の SNS アカウントを作成することは妨げない。)
- ・審査基準及び審査員は、県と協議の上、決定すること。審査員との連絡・調整は受託者が行うこと。
- ・審査会について、山梨県内で行うこととする。
- ・受賞者及び受賞作品について、表彰後多くのメディアの注目を引くような 工夫を提案すること。
- ・受賞の有無に関わらず、応募者の中から県が別事業で行う「若手パティシエ 伴走支援プログラム」に参加する者を選定する場合があるため、必要な協力 を行うこと。

### ② スイーツコンテストの事務

以下の事務局業務を行うこと。

- ・スイーツコンテストの開催概要・応募要項・応募規約の作成
- ・コンテストの公募及び応募とりまとめ
- ・応募者の個人情報の管理
- ・審査員への審査謝金・旅費の支払
- ・審査会当日の会場手配(県立博物館内の博物館カフェを使用することは可とする。)及び当日のシナリオ作成
- ・審査会の運営全般の各審査員の審査とりまとめ
- ・受賞者の決定及び本県への報告
- ・受賞者への連絡調整
- ・表彰式後結果の公表とメディアへの発信
- ・コンテスト全般にわたる問い合わせ対応
- ・その他スイーツコンテスト実施に際して必要な事務

### ③ 表彰式の運営

以下の業務を行うこと。

- ・受賞者及び関係者の日程調整
- ・受賞者への表彰状の授与(ただし、本事業に賛同する協賛企業・団体等を募り、企業・団体賞を設けることや、副賞を設けることを可能とする。)
- ・表彰式運営にあたってのシナリオ作成
- ※なお表彰式は下記に掲げるマルシェ開催と同時に行うものとする。 (会場として県立博物館内の博物館カフェを使用することは可とする。)

### (2) マルシェ開催

以下の業務を行うこととし、より多くの集客(1,000人以上を想定)が見込まれるよう 提案を行うこと。(実現可能性のある出店者リスト、マルシェのコンセプト、事前広報 など)

- ・契約締結後、契約期間内に2回以上開催すること。
- ・県内で一定程度の集客が見込まれる会場の手配 ※うち1回は上記スイーツコンテスト表彰式と併せて開催すること。
- ・出店者の募集

※県内外のスイーツなどを取り扱う事業者を20事業者以上確保のうえ、開催すること。(開催ごとに出店者が重複することは差し支えない。)

- ・会場の設営・装飾(看板等)、区割り、出店者の設営支援など
- ・ (屋外開催の場合) 荒天時の対策。
- ・安全面の配慮
- ・損害賠償保険への加入
- ・マルシェ終了後の現状復旧
- ・食品衛生法等関係法令の出店者への遵守徹底
- ・マルシェ全体の運営マニュアル作成
- ・マルシェの周知・集客(チラシ等の作成やメディアへの発信など)
- ・来場者へのアンケートの実施・集計・分析
- ・その他マルシェ開催にあたって必要な業務

# (3) メディアツアーの受入対応

以下の業務を行うこととし、より多くのメディアに訴求できるような工夫を提案すること。

・県が別業務で手配するメディア向けツアーの行程内の立ち寄り先において、「やまな しスイーツ」の発信のためのメディア向け資料の作成・県内スイーツ関係者への事前取 材など ※対応時間は最大1時間程度2回を想定

- ・来場者(メディア等)へ提供するスイーツの調達(原材料費、シェフへの謝金など)
- ・その他メディアツアー受入対応にあたって必要な業務

### (4) 事業全体の管理・運営

- ・事業全体の管理・運営を担い、博物館カフェ等関係事業者との調整など、事業の円滑 な進行を行うこと。
- ・定例ミーティングの実施など、県との情報共有体制を構築すること。なお、ミーティングはオンラインでの実施も可とする。
- ・コンテストやマルシェについて、県による広報に活用するための写真を記録すること。
- ・県や関係事業者とのミーティング結果を記録にまとめ、県に提出すること。
- ・事業の効果測定のため、以下の KPI を設定すること
  - ア 事業全体を通じたメディア掲載件数 3件以上
  - イ その他事業目的達成に寄与する適切な指標があれば提案すること

# (5) その他

- ・(1)のスイーツコンテストに際し、企業・団体等の協賛を募集する場合は、事前に県に協議し、承認を受けること。協賛により得られた資金、物品、サービス等はすべて本業務の費用に充当するものとする。
- ・本業務内で専用のホームページを作成する場合、本業務終了後に別事業者であって も引き継ぎ運用できることを前提に構築し、受託者は本業務終了後一切を県に引き継 ぎ、運用する権利を失うものとする。
- ・本業務内で専用の SNS アカウントを作成する場合、本業務終了後に別事業者であっても引き継ぎ運用できることを前提に構築し、受託者は本業務終了後一切を県に引き継ぎ、運用する権利を失うものとする。

### 5 成果物

- (1)報告書の提出
  - ア 報告書(A4縦、横書き)
  - イ イベント写真(画像サイズ、解像度等は県と相談すること)
  - ウ その他県が指定するもの(打合せ記録、本業務で使用した各種ドキュメント)

### (2)納品方法

ア 紙媒体(カラー版) 1部 郵送又は持参

イ 電子媒体 (ファイル形式: PDF) メール

### (3)納期

令和7年3月31日(月)

### (4)事業成果の帰属

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利(以下、 「著作権等」という)は県に帰属するものとし、県はウェブサイト等に随時使 用、複製できるものとする。

成果物に第三者の著作物等が含まれている場合、当該著作物等(当該著作物等 を改変したものを含む)の著作権等は、従前からの著作権者に帰属するものと するが、県は、これを無償で永久的に、非独占的に使用できるものとし、受託 者はそのために必要な著作権処理を行うこと。

### 6 納品先

〒400-8501

山梨県甲府市丸の内1-6-1 (山梨県庁別館2階) 山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課 観光プロモーション担当

# 7 留意事項

(1)個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止 本業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人、情報等の漏 洩がないよう機密保持に万全を期すること。

## (2)一括再委託の禁止

委託業務の全部を一括して再委託することは認めない。

### (3)会計検査への協力等

委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員及び会計検査院の検査の対象となる。検査となった場合は、委託業務に係る資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から5年間保存しておくこと。

### 8 その他

(1)受託事業者は、県と十分に協議を行いながら全体の業務を進めること。

- (2)本仕様書に記載のない事項及び記載内容に変更や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定する。
- (3)本仕様内容の遂行に必要な人員、機材等については、受託者が手配すること。

# 〔問い合わせ先〕

山梨県 観光文化・スポーツ部 観光振興課 観光プロモーション担当 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 TEL 055-223-1557 FAX 055-223-1438